

令和 2 年度

名張市職員採用候補者試験受験案内【B 日程】 (一般事務職、技術職、給食調理員)

令和 2 年 8 月 1 7 日
名張市職員試験委員会

名張市職員の採用候補者を決定する試験を次のとおり実施します。

1. (1) 受付期間

採用職種	受 付 期 間
全職種	令和 2 年 8 月 1 7 日 (月) ～ 令和 2 年 9 月 4 日 (金)

◆申込みは原則郵送とし、必ず「特定記録郵便」にて郵送してください。

(今年度については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、郵送での申込みにご協力をお願いします。)

【試験案内等の入手方法】

可能な限り、①または、②での入手をお願いします。

①名張市ホームページからダウンロード(申込書の印刷は A 4 ・両面)

②郵送での請求

③直接入手(名張市役所 2 階 総務部 人事研修室内 職員試験委員会事務局にて)

【申込書類の提出方法】

提出書類をご確認のうえ、「特定記録郵便」にて郵送〔9 月 4 日(金)の消印有効〕

※詳しくは、P 6 をご覧ください。

(2) 採用日

採用職種	採 用 日
全職種	令和 3 年 4 月 1 日

(3) 採用職種・採用予定人数・受験資格

採用職種	採用 予定 人数	受 験 資 格 〈次のすべての要件に該当する人〉
一般事務職 (初級)	1名 程度	(1) 平成3年4月2日以降に生まれ、高校卒又は同等の資格を有する人 (令和3年3月卒業見込み又は資格取得見込みの人を含む。)
一般事務職 (職務経験者)	2名 程度	(1) 昭和56年4月2日以降に生まれ、大学卒、短期大学卒、高等専門学校卒、高校卒又は同等の資格以上の学歴を有する人 (令和3年3月卒業見込み又は資格取得見込みの人を含む。) (2) 平成25年7月1日から令和2年6月30日までの間に、民間企業等における職務経験を5年以上有する人
土木技術職 (初級)	1名 程度	(1) 平成3年4月2日以降に生まれ、土木技術の専門課程を履修した人で 高校卒又は同等の資格を有する人 (令和3年3月卒業見込み又は資格取得見込みの人を含む。)
給食調理員	2名 程度	(1) 平成3年4月2日以降に生まれ、調理師免許を有する人 (令和3年3月31日までに免許取得見込みの人を含む。)

※一般事務職（職務経験者）の職務経験の詳細については、P3をご覧ください。

《注意事項》

(1) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 名張市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

外国籍の人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。詳しくは、末尾の「外国籍職員の任用に関する基準」を参照してください。

(2) 学歴要件については、下記の区分とします。

①大学卒

- ア 学校教育法に規定される大学（短期大学を除く。）を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 修士課程、博士課程を修了した人及び修了見込みの人
- ウ 短期大学・高等専門学校等卒業者で大学の科目履修制度（専攻課程など）等を利用して学士を授与された人及び授与見込みの人

②短期大学又は高等専門学校卒

- ア 学校教育法に規定される短期大学又は高等専門学校を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 専修学校で修業年限2年以上の専門課程を卒業した人及び卒業見込みの人
- ウ 学校教育法に規定される大学（短期大学を除く。）を中途退学した人で、2年以上修学し、62単位以上取得した人

③高校卒又は同等の資格を有する人

- ア 学校教育法に規定される高等学校を卒業した人及び卒業見込みの人
- イ 専修学校で修業年限3年以上の高等課程を卒業した人及び卒業見込みの人
- ウ 高等学校卒業程度認定試験に合格した人及び合格見込みの人

- (3) 学歴区分が大学卒区分、短期大学又は高等専門学校卒区分に該当する人は、初級での受験をすることはできません。
- (4) 各日程において2つ以上の職種を併せて受験申込をすることはできません。また、受験申込後に受験職種を変更することもできません。
- (5) A日程、B日程並びにC日程を併願受験することはできません。ただし、申込書を提出しただけで一切の試験を受験しなかった場合は、未受験者として他の日程の試験を受験することができます。
- (6) 教養試験及び専門試験の試験問題は、活字印刷文（文字の大きさは10ポイント程度）で出題します。
- (7) 退職者数の増減や事務事業の見直しなどにより、採用計画等を見直しを実施することがあります。そのため、採用予定人数については、増減することがあります。
- (8) 一般事務職（職務経験者）の職務経験については、下記のとおり取り扱います。
- ①「民間企業等における職務経験」は、平成25年7月1日から令和2年6月30日までの間に、民間企業、公務員（名張市役所勤務を除く。）、法人・団体等において、1週あたりの所定労働時間が30時間以上の期間が該当します。なお、正規・非正規などの雇用形態は問いません。
 - ②職務が複数ある場合は通算することができ、5年（60箇月）以上となる場合が該当となります。ただし、同一期間内に複数箇所で勤務した場合は、いずれか1つの勤務期間のみを職務経験として通算することができます。
 - ③職務経験期間の1箇月は、勤務を開始した日の翌月に応答する日の前日までを1箇月として計算します。なお、1箇月未満の端数は切り捨てとします。
例) 1箇月：4月1日⇒4月30日、5月15日⇒6月14日、1月31日⇒2月28日（閏年は29日）
1年：4月1日⇒翌年3月31日、5月15日⇒翌年5月14日、1月31日⇒翌年1月30日
 - ④職務経験期間に産前産後休暇は含みますが、育児休業、病気休職等は含みません。

※合格者には、各勤務先における在職証明書（在職期間、雇用形態、職務内容、1週あたりの勤務時間など）を提出していただきます。なお、5年（60箇月）以上の職務経験期間が確認できなかった場合は採用されません。

2. 試験期日・場所及び試験の方法

《第1次試験》

(1) 日 時 令和2年9月20日（日曜日）、21日（月曜日）のうちいずれか指定する日

※ 全職種とも9月20日（日曜日）を実施予定日としますが、受験申込者数の状況により21日（月曜日）に実施する場合があります。

※ 日時の詳細については、試験案内通知（受験票等）送付の際にお知らせします。

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、台風・地震等の自然災害等でやむを得ず日時等を変更する場合があります。

(2) 場 所 名張市鴻之台1番町1番地 名 張 市 役 所

※ 受験申込者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

(3) 試験科目 集団面接、エントリーシート審査

※ エントリーシートは、試験案内通知（受験票等）と合わせて送付いたしますので、試験日当日の受付時に提出をしてください。

《第2次試験》

第1次試験合格者を対象に次のとおり実施します。

【1日目】

(1) 日 時 令和2年10月18日（日曜日）

※ 日時の詳細については、第1次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、台風・地震等の自然災害等でやむを得ず日時等を変更する場合があります。

(2) 場 所 名張市鴻之台1番町1番地 名 張 市 役 所

※ 第1次試験合格者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

(3) 試験科目

一般事務職（初級）

教養試験 75 分

一般事務職（職務経験者）

採用適性検査 30 分、作文試験 90 分

土木技術職（初級）

専門試験（土木）90 分

給食調理員

採用適性検査 30 分

上記試験科目のほか、職場適応性検査・性格特性検査を実施します。

(4) 試験内容

教 養 試 験	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力をはかる択一式による筆記試験
専 門 試 験 (土 木)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工に関する択一式による筆記試験
採用適性検査	言語・論理、数理・推論の能力をはかる択一式による筆記試験

【2日目】

(1) 日 時 令和2年10月24日（土曜日）・25日（日曜日）のうちいずれか指定する日

- ※ 日時の詳細については、第1次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。
- ※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、台風・地震等の自然災害等をやむを得ず日時等を変更する場合があります。

(2) 場 所 名張市鴻之台1番町1番地 名 張 市 役 所

- ※ 第1次試験合格者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

(3) 試験科目 集団面接

《第3次試験》

第2次試験合格者を対象に次のとおり実施します。

(1) 日 時 令和2年11月21日（土曜日）・22日（日曜日）・23日（月曜日）のうちいずれか指定する日

- ※ 日時の詳細については、第2次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。
- ※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、台風・地震等の自然災害等をやむを得ず日時等を変更する場合があります。

(2) 場 所 名張市鴻之台1番町1番地 名 張 市 役 所

- ※ 第2次試験合格者数等によりやむを得ず会場を変更する場合があります。

(3) 試験科目 個人面接（全職種）、作文試験（全職種）、集団討論（一般事務職のみ）

- ※ 一般事務職（職務経験者）の個人面接は、プレゼンテーションの時間を設けます。プレゼンテーションの題など詳細は、第2次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。
- ※ 第2次試験合格者は、別途指定する日までに最終学校卒業（見込）証明書や資格証等の書類を提出していただきます。詳細は、第2次試験結果通知の際に合格者にお知らせします。

3. 受験申込手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、名張市役所 総務部 人事研修室で令和2年8月17日(月曜日)から交付します。
名張市ホームページからも受験申込書のダウンロードが可能です。(印刷はA4・両面)
郵送での請求は、希望職種を明記のうえ、返信用封筒(角形2号にあて先を記入、120円切手貼付)を同封して下記まで申し込んでください。

(2) 受験申込書の提出先

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地
名張市役所 総務部 人事研修室内 職員試験委員会事務局

(3) 提出書類

＜一般事務職(初級)、土木技術職(初級)、給食調理員＞

- ① 名張市職員採用候補者試験受験申込書(ホームページから出力する場合は、白色のA4用紙に両面印刷とします。なお、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷をしてください。)
- ② 返信用封筒2通(封筒は長形3号(23.5cm×12cm)とします。受験票の送付、第1次試験の可否の通知に使用しますので、2通とも84円切手を貼付し返信先の郵便番号、住所、名前(あて名の敬称は「様」)を記入してください。)
- ③ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類
(在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し(両面)又は在留資格の記載がある住民票の写しなど)

＜一般事務職(職務経験者)＞

- ① 名張市職員採用候補者試験受験申込書(ホームページから出力する場合は、白色のA4用紙に両面印刷とします。なお、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷をしてください。)
- ② 名張市職員採用候補者試験職務経験歴申告書(ホームページから出力する場合は、白色のA4用紙に片面印刷とします。)
- ③ 返信用封筒2通(封筒は長形3号(23.5cm×12cm)とします。受験票の送付、第1次試験の可否の通知に使用しますので、2通とも84円切手を貼付し返信先の郵便番号、住所、名前(あて名の敬称は「様」)を記入してください。)
- ④ 外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有することが確認できる書類
(在留カード若しくは特別永住者証明書等の写し(両面)又は在留資格の記載がある住民票の写しなど)

(4) 受付期間

令和2年8月17日(月曜日)から令和2年9月4日(金曜日)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで。但し、土曜日・日曜日は除きます。)

申込みは原則郵送とし、必ず「特定記録郵便」にて郵送してください。

〔9月4日(金)の消印有効〕※新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、郵送での申込みにご協力をお願いします。

なお、受付期間以外の申込みは、いかなる理由があっても受付できません

(5) 注意事項

- ① 受験申込の記載事項及び提出書類に不備・不足がある場合は返却いたしますが、このために生じた遅延については責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。なお、再提出等の場合を考慮して、受付が開始されましたら早めに申込みください。
- ② 申込書は、必ず黒のボールペン又は黒のインクで記入してください。
- ③ 応募書類は、一切返却いたしません。また、受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用いたしません。
- ④ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、受験申込書に記載をしてください。
なお、受験申込後の追加等には対応できません。
- ⑤ 試験案内通知（受験票等）の発送は、9月10日（木曜日）を予定しています。なお、試験案内通知（受験票等）が届かない場合は、必ず9月16日（水曜日）までに職員試験委員会事務局まで連絡してください。

4. 合格から採用まで

- | | |
|------------|--|
| (1) 可否の決定 | 令和2年12月上旬に、本人宛に可否を通知いたします。 |
| (2) 採点結果 | 希望する受験者本人に限り、令和3年3月31日までの間、試験の採点結果（総合順位・各得点）を公表いたしますので、運転免許証などの身分証明書（写真のあるもの）を持参し、人事研修室内職員試験委員会事務局へお越しく下さい。なお、電話、郵便、メール等による請求のほか、代理人の請求による開示はできません。 |
| (3) 採用について | 合格者は、職種ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、その中から採用者が決定されます。 |
| (4) その他 | 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
なお、学歴要件の各区分において、令和3年3月卒業見込み又は資格取得見込みで受験された方で、令和3年3月に卒業できなかった又は資格を取得できなかった場合、また、給食調理員の方で、令和3年3月31日までに該当の免許を取得できなかった場合は、合格を取消します。 |

5. 参考事項（給与等について）

① この試験に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」の規定による給料及び扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。

② 令和2年4月現在、一般事務職職員の初任給（地域手当を含む。）は、次のとおりです。

上級 大学卒 187,666円

中級 短大卒 167,993円

初級 高校卒 155,118円

※職歴、経験等（給食調理員は資格等取得以降）に応じて加算措置があります。

③ 一般事務職（職務経験者）の初任給（地域手当を含む。）は、採用される人の学歴や経歴に応じて決定をします。

例）22歳で大学を卒業し、民間企業で下記の職務経験を有する場合

○職務経験年数 8年（30歳程度） 約228,000円

○職務経験年数13年（35歳程度） 約253,000円

※上記の額は、あくまで参考であり、職歴経験の内容等により異なります。

④ 年次有給休暇は、1年につき20日（採用年は、4月1日の採用の場合は15日）あり、このほか特別休暇等があります。

⑤ 採用職種の主な職務内容は、次のとおりです。

採用職種	主 な 職 務 内 容
一般事務職（初級）	一般行政事務
一般事務職（職務経験者）	
土木技術職（初級）	道路・農業農村整備・上下水道等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務
給食調理員	名張市立小学校及び市立保育所における給食調理及び運搬、食材等の管理・発注、書類作成等の業務

⑥ 採用試験の配点及び基準点は、次のとおりです。

試験科目		配点（点） 【】 は基準点			
		一般事務職 （初級）	一般事務職 （職務経験者）	土木技術職 （初級）	給食調理員
第1次試験	集団面接	100 【50】	100 【50】	100 【50】	100 【50】
	エントリーシート 審査	25 【10】	25 【10】	25 【10】	25 【10】
第2次試験	集団面接	100 【50】	100 【50】	100 【50】	100 【50】
	教養試験	適否のみ判断 【40】	—	—	—
	専門試験	—	—	適否のみ判断 【40】	—
	採用適性 検査	—	適否のみ判断 【40】	—	適否のみ判断 【40】
	作文試験	—	25 【10】	—	—
第3次試験	個人面接	100 【50】	100 【50】	100 【50】	100 【50】
	作文試験	25 【10】	25 【10】	25 【10】	25 【10】
	集団討論	25 【10】	25 【10】	—	—

- ※1 基準点は、試験科目ごとに個別に定めた最低限必要な点数です。基準点に達しない試験科目が1つでも存在する場合は、他の試験科目の成績に関わらず不合格となります。
- ※2 基準点は、採用予定者数や受験者による平均点等を勘案して、試験区分ごとに変更する場合があります。
- ※3 各試験における合格者は、各試験科目の基準点を満たす受験者のうち、合計点数の高い人から順に採用予定者数等を勘案して決定をします。なお、第2次試験時の教養試験、専門試験及び採用適性検査は、基準点による適否のみ判断を行うこととします。
- ※4 教養試験及び専門試験並びに採用適性検査は、標準偏差を用いた標準点を使用します。受験者の点数は、概ね0点から100点に分布します。

6. その他

◎この試験に関する問い合わせ先

職員試験委員会事務局（名張市役所 総務部 人事研修室内）

〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

電話 0595-63-7315 FAX 0595-64-2560

E-mail jinji@city.nabari.mie.jp

◎名張市ホームページ <http://www.city.nabari.lg.jp/>

外国籍職員の任用に関する基準

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、名張市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1. 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使にあたる職務」とは、次のとおりです。

- ①市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- ②市民に対して義務や負担を一方的に課す内容を含む職務
- ③市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- ④その他の公権力の行使に該当することとなる職務

2. 公の意思の形成への参画にあたる職務について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、名張市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する室長以上のライン職及び本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。